

公 告

八代の舞台保存修理工事について事後審査型制限付き一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、入札参加資格及び入札参加の方法等は、八代八幡宮入札心得（以下「心得」という。）で定めるものとし、この公告と心得において重複して定められた事項がある場合は、この公告に記載する事項を優先します。

令和 8 年 9 月 1 日

八代八幡宮
宮総代会総代長 井上 敏雄

第 1 入札に付する事項

工 事 名	重要有形民俗文化財 八代の舞台保存修理工事
工事番号	8 八代工第 1 号
工事場所	高知県吾川郡いの町枝川 5 8 5 8 番イ
工事概要	建築改修工事、電気設備工事一式
工 期	契約日から令和 9 年 1 0 月 1 0 日
予定価格	事後公表
審査方式	事後審査
落札方式	価格競争
入札手続	心得第 1 3 条の規定による入札方法
最低制限価格	設定する。（予定価格の 1 0 分の 7. 5 から 1 0 分の 9. 2 までの範囲） 事後公表
入札実施機関 （問い合わせ先）	〒 7 8 1 - 2 1 2 0 高知県吾川郡いの町枝川 5 8 5 8 番イ 八代八幡宮宮総代会（担当：植田） 電 話 0 8 8 - 8 9 3 - 1 9 2 2 F A X 0 8 8 - 8 9 3 - 2 1 2 1 E-mail mo-ueta@town.ino.lg.jp

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に定める要件をすべて満たす者であること。

- (1) 心得を了知した者であること。
- (2) いの町建設工事競争入札参加資格を有すること。
- (3) 高知県内に主たる営業所（本社又は本店）を置く者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、いの町建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、国又は高知県から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
- (8) 建設業法第8条第9号及びいの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (9) 直近の経営事項審査結果通知書における建築一式工事の総合評定値（P値）が600点以上の者であること。
- (10) 次の要件を満たす主任技術者または監理技術者を当該工事に配置できること。なお、請負代金の額が9,000万円以上になる場合の主任技術者等は専任で配置すること。
 - ①主任技術者は、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有し、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ②建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。
 - ③主任技術者または監理技術者については、この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。
- (11) 平成28年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の修理工事の実績があること。なお、民間工事も施工実績として認める。
 - ①重要文化財
 - ②県指定文化財建造物
 - ③市町村指定文化財建造物
 - ④重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物
 - ⑤登録有形文化財（建造物）
- (12) 当該工事を施工するための下請契約の請負代金の額が9,000万円以上になると事前に判断される場合は、建築一式工事に関し建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けていること。

第3 入札参加の方法等

この工事の入札に参加しようとする者は、以下により、申請書を提出しなければならない。入札参加資格の有無について確認の結果、入札参加資格を有しないと確認した者についてのみ、事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認通知書（様式第2号）により通知し、資格を有すると確認した者には通知しない。

1 申請書等様式の取得及び提出について

- (1) 申請書等の掲載場所：いの町教育委員会事務局のホームページ
<https://www.town.ino.kochi.jp/kosodate/bunka/15839/>
- (2) 申請書等の提出期間：公告の日から令和8年9月9日（水）15時まで
- (3) 申請書等の提出先：いの町教育委員会事務局
- (4) 申請書等の提出方法：持参

2 設計図書の閲覧について

設計図書は、公告開始の日から入札当日までの間、いの町教育委員会事務局のホームページにおいて閲覧することができる。

<https://www.town.ino.kochi.jp/kosodate/bunka/15839/>

3 質疑応答

- (1) 質疑がある場合は、書面（様式自由）をいの町教育委員会事務局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくはFAX（電話により着信を確認すること。）すること。指定以外の方法（電話等）による質疑には回答しない。
- (2) 質疑に対する回答は、質疑を行った者及び事後審査型制限付き一般競争入札参加申請を行った者全員にFAXにより通知する。
- (3) 質疑書提出期限・回答期限
 - ①提出期限：公告の日から令和8年9月10日15時まで
 - ②回答期限：令和8年9月14日

4 入札方法

- (1) 入札は、指定する日時、場所に入札参加者を招集し、入札箱に入札書を投入する方法により行う。郵便等による入札は、認めない。
 - ①入札日時 令和8年9月17日14時から
 - ②入札場所 八代地区多目的構造改善センター
- (2) 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。
- (3) 入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

5 工事費内訳書の提出について

- (1) 建設工事に係る入札において、入札参加者は、入札書の投かんに際し、全員必ず入札書に記載される入札金額に係る工事費内訳書を提出しなければならない。
- (2) 本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定の水準を下回った場合、開札後速やかに労務費又はその理由の確認を行う。理由の確認にあたり、書面が提出されない場合や、理由の回答がない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

第4 無効の入札

心得第18条に該当した入札は、無効とする。

第5 失格の入札

心得第19条に該当した入札者は、失格とする。

第6 入札参加資格の喪失

次の(1)及び(2)に掲げる者のいずれかに該当した者は、この工事の入札に参加できない。既に入札を行った入札参加者については、失格とする。

(1) 公告の日以後落札決定前の間に入札参加資格のいずれかを満たさなくなった者。

(2) 入札参加資格申請において、虚偽の申請をしたことが判明した者。

第7 落札候補者の決定方法

1 予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低価格入札者から順に第1位から第3位までの落札候補者を決定する。

2 落札候補者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじを実施し、落札候補者の順位を決定する。

3 落札候補者に求める追加書類

開札の結果、第1位落札候補者となった者は、次に定める追加書類を提出しなければならない。

落札候補者について入札資格が認められなかった場合又は期限までに追加書類の提出がない場合は、当該落札候補者を失格としたうえで、次順位者から追加書類の提出を求め、審査を行う。なお、落札者が決定するまで、順に同様の手続を行うこととし、この場合において、提出書類、期日及び場所について、次順位の者に対し入札実施機関から別途連絡するものとする。

(1) 追加書類

①事後審査型制限付き一般競争入札資格要件確認書(様式第7号)

②同種工事の施工実績(別紙1)

③配置予定技術者状況調書(別紙2)

(2) 提出期限: 令和8年9月28日

(3) 提出先: いの町教育委員会事務局

(4) 提出方法: 持参

(5) 注意事項: A4サイズ of 用紙に複写又は印刷したものとする。

4 落札者の決定

追加書類審査の結果、入札資格要件がある場合は、当該落札候補者を落札者として決定し、落札候補者に結果を連絡するものとする。

第8 入札保証金

免除する。

第9 契約保証

免除する。

第10 その他の留意事項

1 この入札は、入札参加資格確認申請を行った者がいない場合又は入札辞退等により入札参加者がなくなった場合には行わない。ただし、入札参加資格確認申請を行った者が1者のときは、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは、入札を行う。

2 この入札において一度提出された入札書及び工事費内訳書は、差し替えや訂正等を行うことはできない。

- 3 この入札において提出された申請書等及び追加書類は返却しない。また、提出期限後の差し替えや訂正等は認めない。
- 4 申請書等及び追加書類の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。
- 5 申請書等及び追加書類は、入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。必要によりこれを前記以外の目的で使用するときは、あらかじめ申請者の承諾を得るものとする。
- 6 申請書等及び追加書類への虚偽の記載が判明した場合には、当該申請を無効とする。
- 7 契約締結までの間に次のいずれかに該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
 - (1) いの町建設工事指名停止措置要綱（平成18年いの町訓令第11号）又は指名回避措置基準要領（平成18年いの町訓令第13号）による措置を受けたとき
 - (2) いの町建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき
 - (3) 国又は高知県から指名停止等の措置を受けたとき
 - (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき
 - (5) 建設業法第8条第9号及びいの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年いの町規則第22号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき
 - (6) 第2に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき
- 8 落札者は、契約締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人及びこの入札の資格要件確認申請で提出した配置予定技術者について、「現場代理人・技術者届（様式第10号）」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定を取り消すことがある。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約を解除することがある。
- 9 落札者は、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後の支払方法の変更は、認めない。
- 10 この入札の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- 11 この工事においては、原則として、建設業法第2条第3項に定める建設業者のうち次の(1)から(3)までに定める届出の義務がありながらそれを履行していない者を、受注者が直接下請契約を締結する場合の相手方とすることを認めず、これを契約書において定めるものとする。
 - (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- 12 この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。